

平成23年度 事業計画書

事業計画概要

- 1 静岡県青少年会館の管理運営に関する事業
 - (1) 会議室の利用拡大
青少年及び団体活動、一般県民の学習や研修の場として会議室等を提供すると共に、会議室の利用形態と新規利用者の拡大を図る。
 - (2) 施設・設備の整備及び利用促進
会館の施設や設備を整備し利用者の便を図るため、施設、備品の修繕、花壇等の環境美化につとめると共に、時代的あり方と利用者のニーズ、安全等を配慮した運営と有効利用を図る。
- 2 青少年団体及び青少年の健全育成に関する事業
 - (1) 青少年団体特別育成事業
目的 青少年の健全育成にあたる団体活動を奨励し、青少年団体への支援体制を強化する。
内容 特別育成団体への財政的援助、青少年団体活動の奨励を図る。
 - (2) 青少年交流スペース「アンダンテ」事業（静岡県委託事業）
目的 青少年の社会的引きこもりが、社会問題にある中で、学齢期以後の引きこもり青少年やその家族に対する支援を行い、これらの青少年の社会参加に取り組むと共に、その実態と公的支援制度のあり方等について調査研究し、今日的青少年問題への取り組みの重要性等を県民に周知する。
内容 期間 平成23年4月～24年3月
場所 静岡市馬淵一丁目アザレア5階
相談機能 面接相談及び電話相談（本人・家族・グループ・支援者等）
交流機能 フリースペース機能（自由に過ごせる場の提供と相談相手の配置等）
ファンスペース機能（興味のあることへのチャレンジ、物造り・体験からのコミュニケーションプログラム等）
社会参加機能（自我、拡環境との接し方、就業の為にトレーニング等）
ふれあいスペース機能（家族に対する研修、交流プログラム等）
対象 次のような傾向が見られる、15～30歳程度の青少年とその家族。
・ 病理的問題を第一原因とせず、一定期間以上家庭等にひきこもっている
・ 人づき合いが苦手
・ 学校や会社へ行きたがらない
・ はっきりとした理由がわからないまま学校や会社を辞めた
その他 ひきこもりに関する研修会、支援体制に関する研究協議の実施
 - (3) 青少年野外体験事業
目的 青少年が、自然体験学習や共同生活をする中で、自然を楽しむための知識や技術を学ぶと共に、自己の可能性や共に生きることの大切さを学び、自分らしさの発見と自らのありたい姿を常に見つめられる青少年を育成する。
概要 野外等での季節感あるキャンプ生活「コースチャレンジャーキャンプ」
内容 自然環境における集団生活体験 野外料理や活動を通して感性を養うプログラム やリーダーシップトレーニング、ゲームなどでたくましい青少年の育成を図ると共に、青少年団体指導者が参画し、それぞれの特性を活かした指導を行うことによって、地域青少年団体が青少年育成のために連携ある活動を模索する調査研究事業とする。
指導スタッフ 青年・BS・GS指導者、キャンプ・レク協等資格者等
期間 夏・冬休み等の長期休日を利用し2回、3泊4日程度開催する。
場所 県立青年の家他
対象 小学生から一般青年 計50
 - (4) 青少年の活動推進事業
目的 青少年団体の活動や青少年の社会参加活動を推進するため、積極的な呼びかけと必要な支援を行う。
内容 県市町団体の連携を柱にした青少年の活動への支援を強化すると共に、地域団体の活動として各市町の特徴を他者にアピールするなど団体活動と街づくり参加を促すことで、地域青少年活動の今後の在り方を共に行う体制作りをはかり周知してゆく。
例 年間スケジュールに健康と探検体験ツアーを企画し、各市町の青少年団体が受け入れ、団体だからこそ知るわが町のよさをアピールするために事業を計画する。それらの参加者を一般公募（県外を含む）を会館が行い、実施は市町村に委ね、後方側面的支援を行う。
- 3 青少年教育の研修会等の開催に関する事業
 - (1) ユースネット
目的 青少年に関する活動情報等を提供するコーナーをインターネット上に設け、青少年団

- 体や事業の紹介、研修施設等の情報を掲載し活用性ある情報ネットワークを運営する。また、地域の情報の確保や青少年や青少年教育に関する意見の交換等を行う場を設ける。
- 内 容 インターネットに「YOUTHNET」というホームページを継続開設し、青少年に関する情報提供の場として有効活用すると共に、データベース情報を検索できるページの運用、青少年及び団体活動の情報交換等活用性を重視しその普及を図る。
- (2) 青少年教育研究会
- 目 的 現代青少年を取り巻く環境と社会問題について研究し、21世紀における青少年教育や青少年団体活動等のあり方を研究協議する。また、他県の研究者との情報交換をするなど指導者としての資質の向上を図る。
- 内 容 青少年の教育等に関する講演会の開催及び研究協議
青少年の行動とその分析と対応について
青少年団体、教育施設の視察や研究者との協議
- (3) 研修会支援事業
- 目 的 青少年団体等からの要請に応じ、活動または指導者やリーダーの育成に必要とされる技術や知識の習得を目的とする研修会・講習会等を開催し、青少年の活動を積極的に支援する。
- 内 容 事例 シヤックづくり講座 パソコン講座 実務開発講座 地域青少年健全育成研修会
- 4 青少年に関する調査研究及び活動資料等収集事業
- (1) 青少年活動研究所
- 目 的 青少年活動研究所設置要項に基づき、青少年や青少年団体活動のあり方等について研究し、県下青少年活動の発展に寄与する。
- 内 容 現代の青少年の実態を把握すると共に、中長期的に青少年教育や今後の団体活動のあり方等を模索する。また、研究員は、グループ又は個人の研究テーマに基づく研究協議を行う。
- (2) 青少年教育歴史研究事業
- 目 的 これまでの青少年団体及び育成事業を調査研究し、時代の取り組みや効果等を明らかにして、新世紀の青少年教育のあり方を深く追求する資料の整備を行う。また、その資料を有効活用するためのデータベース化を進める。
- 内 容 昭和二十年代からの青少年団体や、青少年教育行政等が行ってきた育成事業等の資料等から時代背景や指導内容等が、一覧できるデータベース化する作業を順次行う。
- (3) 会館基本構想推進事業 (21世紀マスタープランの推進)
- 目 的 現在の青少年教育のあり方を模索する中で、青少年会館の果たすべき役割や意義について研究すると共に、会館運営の分析と事業の今後の在り方等を明らかにする「21世紀プラン」を推進する。
- 内 容 また、公益法人の組織改革に伴い、その移行についての検討を行う。
基本構想推進委員会の設置により青少年及び青少年会館の課題と今後の展望を検討する中で、短・中・長期的取り組みを具体化し、21世紀における青少年会館の姿を築いて行く。
- (4) 青少年に関する資料の収集
- 目 的 青少年に関する資料や団体の総会資料、図書等の収集整備に努め、統計資料の作成と提供を行うなど青少年活動の推進に資する。
- 5 その他の事業
- (1) 派遣及び支援事業
- 目 的 青少年団体等の依頼に応じ研修会への講師・助言者等の派遣、または青少年団体の事業を支援するなど青少年活動の発展に寄与する。
- (2) 青少年団体・サークル加入相談活動
- 目 的 青少年団体やサークル等への加入、及び活動についての相談を窓口業務として実施する。
- (3) 全国青(少)年会館協議会事業
- 目 的 全国青(少)年会館協議会に加盟し、全国の会館と連携を密にし情報の交換等運営の向上を図る。
- (4) マイクロバス事業
- 目 的 青少年活動の拡大と人員や教材等の移送を支援するため、マイクロバスを青少年団体や育成事業に提供し、本会館の主催事業と合わせてその効果的な運用を図る。